

福島県西庁舎免震化改修工事に伴う執務室等 移転業務（文書法務課ほか）契約書

業務の名称 福島県西庁舎免震化改修工事に伴う執務室等移転業務（文書法務課ほか）

業務の内容 仕様書のとおり

契約金額 金 円

（うち消費税及び地方消費税額 円）

契約の期間 自 令和6年 月 日（契約日）

至 令和6年5月27日

契約保証金

上記の業務について、発注者 福島県 と受注者 は、次の条項の定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の履行）

第1条 受注者は、発注者の指示に従い、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）までに頭書の業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

（検査及び引渡し）

第2条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく当該業務の処理成果を記載した業務報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務報告書を受理したときは、速やかに検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、受注者は遅延なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（契約代金の支払い）

第3条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して速やかに契約代金を請求し、発注者はこれを受理した日から30日以内に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における遅滞利息）

第4条 発注者は、受注者が受注者の責に帰すべき事由により履行期限までに業務を完了できない場合において、発注者が認める期日までに業務を完了する見込みがあると認めるときは、受注者から遅滞利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を受注者に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとする。

3 第1項に規定する遅延規則の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額又はその金額を

切り捨てる) とする。

4 発注者の責に帰すべき事由により、前条第1項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、受注者は発注者に対してその遅延期間の日数に応じ、契約代金の額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

5 第1項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部または一部を解除することができる。

一 受注者がこの契約条項に違反したとき。

二 受注者の責に帰すべき事由により、契約期間中に受注者が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。

三 着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。

四 受注者がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。

五 受注者が本契約の解除を請求し、発注者がその理由が正当であると認めるとき。

六 受注者が行政庁の処分を受けたとき。

七 受注者の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行が出来ないと発注者が認めるとき。

八 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、受注者に対して契約金額の10分の1に相当する金額を損害賠償金として請求することができる。

（談合による損害賠償）

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第7条 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

この契約終了後も同様とする。

（代表者変更の届出）

第8条 受注者は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記簿謄本、その他のこれを証する書面を添えて発注者に届出なければならない。

(協議事項)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第10条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

本契約の証として本書2通を作り、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄 印

受注者

印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約

金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は発注者を、「乙」は受注者を指す。